

【全日本及び近畿スノーボード技術選手権大会出場者選考基準】

制定 平成 23 年 8 月 10 日

改正 平成 25 年 7 月 25 日

平成 29 年 9 月 5 日

平成 30 年 9 月 12 日

- ① 「全日本スノーボード技術選手権大会」及び「近畿スノーボード技術選手権大会」出場者は、京都府スキー連盟主催「全日本及び近畿技術選手権大会出場者選考会」で選考する。
- ② 「全日本スノーボード技術選手権大会」の出場者は、各カテゴリー男子 2 名、女子 2 名以内を選考し推薦する。
尚、4 名以内であれば全日本スキー連盟スノーボード部規定により男女、カテゴリーに関係なく選考し推薦することができる。
- ③ 「全日本スノーボード技術選手権大会」の出場予定者は、「近畿スノーボード技術選手権大会」に出場することを原則とし、出場できない場合は推薦を取り消す。
- ④ 推薦選手の次点の選手を、補欠選手として男女各 1 名選考することができる。但し「近畿スノーボード技術選手権大会」に出場することを原則とする。
- ⑤ 京都府スキー連盟主催「技術選手権大会出場者選考会」が中止の場合においても、選考会の申込を行った者については、選考会に参加したものとみなす。
- ⑥ 上記①に関わらず、前年度「全日本スノーボード技術選手権大会」の男女各カテゴリーにおいて決勝に進出し、なおかつ男女各カテゴリーにおいて、京都府所属選手で最も上位の成績をおさめた選手は、「全日本スノーボード技術選手権大会」及び「近畿スノーボード技術選手権大会」の選考基準を満たすものとするとともに「全日本及び近畿技術選手権大会出場者選考会」の参加を免除する。